

次期教育振興基本計画策定検討委員会

【 第 3 回 】

平成30年7月27日（金）

10時～12時

教育委員会会議室

議事次第

- 1 開会
- 2 議事録の確認 ・・・資料1
- 3 議題
 - (1) 次期計画素案たたき台（概要版）について ・・・資料2
 - (2) 次期計画素案たたき台について ・・・資料3

4 閉会

事務連絡

めざす子ども像(教育の目標)

やさしさとたくましさをもち ともに学び未来を創り出す子ども

- いきいきと学び遊ぶことをとおして、確かな学力・豊かな心・健やかな体などの生きる力を身につけ、主体的に行動できる子ども
- 思いやりや命を大切にす気持ちをもって行動できる子ども
- 新しいことにチャレンジする意欲をもち、将来の夢や希望に向かって粘り強く取り組む子ども
- 郷土福岡や日本の自然、歴史、伝統・文化を愛し、守り伝えるとともに、アジア・世界の国・地域の様々な価値観を認め、社会の一員として活躍する子ども

福岡スタンダード

～福岡市のすべての子どもたちに身につけさせたい大切なこと～

あいさつ・掃除

自学・とも学

チャレンジ・立志

生活習慣の柱

学びの柱

未来への柱

計画の範囲

計画の期間

子ども

- 1 確かな学力の向
- 2 豊かな人権感覚
- 3 健やかな体の育
- 4 いじめ・不登校等
- 5 特別支援教育の
- 6 魅力ある高校教
- 7 グローバル社会を
- 8 読書活動の推進

子どもをはぐくむ(導く・支える・守る)各主体の姿や役割

<p><あるべき学校像></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの権利が大切にされ、児童生徒一人ひとりが存在感を実感できる「安全安心な学校」 ・ 児童生徒が主体的に学校づくりに参画する「魅力ある学校」 ・ 学校の自主性を生かし、校長の運営方針のもと、教職員がめざす姿を共有し「成長に責任を持つ学校」 ・ 教職員が互いに切磋琢磨し「指導力を伝承する学校」 ・ 保護者や地域・企業と連携し「共に創る学校」 	<p>「共育」 家庭や地域、企業等の連携を深め、社会に開かれた教育課程の実現を図る。</p>	<p><望まれる家庭の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが基本的生活習慣と規範意識を定着させることができる家庭 ・ 愛情と信念を持って子どもの成長を見守り、子どもとともに成長する家庭 ・ 家族が協力して家事や子育てに取り組む家庭 ・ 地域の行事などに家族で参加し、地域とともに子どもをはぐくむ家庭 ・ 家族の団らんや絆があり、安らぎと休息を得られる家庭
<p><あるべき教員像></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 向上心をもち、子どもの学ぶ意欲と学力を高める学習指導ができる教員 ・ 人権感覚にあふれ、あたたかい子ども理解に基づいた生徒指導ができる教員 ・ 危機管理意識をもち、子どもの生命や身体の安全を確保できる教員 ・ 協調性をもち、同僚や保護者・地域等と協働しながら教育活動を推進できる教員 ・ 社会性を備え、法令を遵守しながら体罰や飲酒運転等の不祥事を根絶できる教員 		<p><望まれる地域・企業等の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが健全に成長するよう守り、はぐくむという観点から、積極的に教育活動に協力し、参画する地域・企業等 ・ 地域の特性を生かし、多様な子どもや家庭を受け入れ共生する地域

福岡スタイル

特に重視する教育の

学校・教員・教育委員会事務局

- 9 チーム学校によ
- 10 学校と家庭・地域
- 11 資質ある優秀な
- 12 教職員の資質・
- 13 コンプライアンス
- 14 安心して学ぶこと
- 15 教員が子どもと向

家庭・地域等

- 16 子どもの安全確
- 17 家庭・地域等にお

<教育委員会事務局の責務>

- ・ ~~いじめや不祥事を起こさせない教育委員会事務局~~
- ・ 学校現場とともにいじめ等の課題解決に積極的に取り組む教育委員会事務局
- ・ 家庭や地域の取組みを支援する教育委員会事務局
- ・ 課題等に柔軟に対応できる組織体制を整備するとともに、市の他部局や関係機関等とも連携し、情報発信を行う教育委員会事務局
- ・ 客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを確立するとともに、~~コスト意識を持ち~~、真に必要な教育投資を実行する教育委員会事務局

小・中学校をはじめ、市立学校における取組みを中心とし、子どもたちを共にはぐくむ家庭・地域の取組みも含めた、教育に関わる分野
 始期を平成31年度とし、その期間を概ね6年間とする。社会状況の変化に応じて施策の見直しを行う。

施策	ねらい	主な取組内容(事業群)	評価指標
上	各学校や児童生徒一人ひとりの課題に応じた学力向上の取組みを継続していくとともに、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、授業改善を実施し、主体的・対話的で深い学びの実現を図る。	① 一人ひとりの課題に応じた学力向上の取組み ② 主体的・対話的で深い学びの実現	
と道徳性の育成	学校教育活動全体を通じた人権教育や、考え、議論する道徳教育により、多様性を認め合い、人権を守ろうとする意識・態度を育むとともに、学校の特色を生かした様々な体験活動を通して、豊かな心の育成を図る。	① 人権教育の推進 ② 道徳教育の推進 ③ 豊かな体験活動の推進	
成	「遊び」をキーワードとして運動習慣の基礎を培い、運動に親しむことを通して、体力向上の取組みを推進するとともに、健全な食生活の基礎となる食育を推進し、生涯にわたって心身の健康を保持増進していく力を育成する。	① 体力向上の推進 ② 食育の推進	
の未然防止・早期対応	いじめや不登校をはじめとする、児童生徒が抱える様々な課題への取組みを小中が連携して推進するとともに、その兆候をいち早く把握し、関係機関と連携しながら、早期の対応を行う。	① いじめ防止に係る取組み ② 不登校に係る取組み ③ 様々な課題を抱える子どもなどへの対応	
推進	一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援の推進を図る。	① 児童生徒のニーズに応じた指導・支援の展開 ② 特別支援教育における教育環境の充実	
育の推進	高校教育改革に関する国の動向を踏まえ、各校の特色ある教育活動や教育内容の魅力効果を効果的に高めるため、 焦点化・重点化した取組みを推進し、魅力ある高校教育の実現を図る。	① 特色ある教育の推進 ② 進路実現を見据えたキャリア教育の推進 ③ 社会の変化に対応する教育の推進	
生きるキャリア教育の推進	郷土福岡の伝統や文化等の学びの推進とあわせ、実践的なコミュニケーション活動を取り入れた英語教育等、グローバルな視野を育むとともに、キャリア形成の方向性にも関連づけながら、職業的・社会的自立の基礎となる資質能力の育成を図る。	① キャリア教育の推進 ② 英語教育の推進 ③ グローバル人材の育成	
	子どもたちが進んで学校図書館に足をはこび、学習に役立てるとともに読書の楽しさを味わうために「読書・学習・情報」センターとしての機能を充実し、確かな学力の向上及び豊かな心の育成を図る。	① 子どもと本をつなぐ取組み ② 学校図書館の充実	

方法

9カ年を見通した小中連携

★ 小中が連携して義務教育9年間を見通した教育活動を実施し、特に小学校から中学校への円滑な接続を図る。

子ども・家庭への支援

★ 不登校やいじめなど、支援を必要とする子どもや家庭に、**教育・心理・福祉の専門スタッフが連携して支援し、すべての子どもの未来をはぐくむ。**

ICT利活用

(福岡市教育の情報化推進に関する指針を平成30年度に策定予定)

★ 子どもたちに情報技術を手段として活用できる力を**育み、効果的な学習活動を行うため、学校においてICTの活用を図る。**

る組織力の強化	子どもを取り巻く様々な課題に対応するため、校長のリーダーシップの下、専門スタッフを充実させるとともに、 自律的な学校経営を推進することにより、「チーム学校」による学校の組織力の強化を図る。	① 専門スタッフとの連携 ② 自律的な学校経営の推進	
等の連携強化	学校の教育目標やめざす児童生徒像、教育活動を積極的に発信し、家庭・地域と共有するとともに、サポーター会議やコミュニティ・スクールなどにより家庭と地域の力を学校の教育活動に生かすことで、社会に開かれた教育課程の実現を図る。	① 積極的な情報発信 ② 地域人材の活用推進	
人材の確保	学習指導要領改訂や、複雑・多様化する学校教育に対応できる多様な人材の戦略的な確保を図る。	① 受験者数の確保に向けた取組み ② 教員の質の確保に向けた取組み	
能力の向上・活性化	福岡市教員育成指標に基づいた研修講座の実施や、個別の課題やニーズに応じて選択できる研修の充実など、一人ひとりの教職員の資質・能力を高める研修の推進を図る。	① 資質・能力の向上・活性化を図る研修の充実 ② 研究支援・意欲向上の取組み ③ メンタルヘルス対策	
の推進	体罰を含めた不祥事の根絶をめざして、各学校が主体的にコンプライアンスの推進に取り組む組織風土づくりを行い、教職員一人ひとりの倫理意識の向上を図る。	① 不祥事防止にかかる取組み	
ができる教育環境の整備	安心して学習できる良好な環境を整備するため、事業の優先度を的確に見極めつつ、学校施設の維持管理や施設整備を図る。また、少子化や都市の成長に伴う子どもの増減に対して、地域の理解と協力を得ながら、よりよい教育環境の整備を図る。	① 老朽化対策にかかる取組み ② より良い学習環境のための施設整備 ③ 学校規模適正化にかかる取組み	
き合う環境づくり	本市においても教員の在校時間は増加しており、学校や教員だけでは解決できない抜本的な方策や取組みを行い、教員が子どもたちに深く関わり、本来の業務に専念できる環境づくりの推進を図る。	① 事務の効率化にかかる取組み ② 専門スタッフによる支援	
保に向けた取組みの推進	子どもの安全を確保するため、学校が家庭や地域、 警察等 の関係機関と連携をとりながら、社会全体で子どもの安全を見守る取組みの推進を図る。	① 地域ぐるみの安全推進 ② 家庭における安全推進 ③ 学校における安全推進	
ける教育の推進	子どもたちは、家庭で基本的な生活習慣や規範意識を身につけ、地域で様々な人と関わり合いながら学び成長していくため、 PTAとも連携しながら家庭・地域等における教育の推進を図る。	① PTAと連携した取組み ② 地域・企業等と連携した取組み	

次期福岡市教育振興基本計画
(素案たたき台)

平成 30 年 7 月 27 日

福岡市教育委員会

はじめに

福岡市教育委員会では、平成21年に福岡市における教育振興基本計画となる「新しいふくおか教育計画」を策定し、教育施策を推進してまいりました。

近年、情報化やグローバル化といった社会の変化が、大きく進展し、とりわけ第4次産業革命ともいわれる、進化した人工知能が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されたりする時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくとの予測がなされています。

こうした社会の変化は、加速度を増し、複雑で予測困難となってきており、どのような職業や人生を選択するかにかかわらず、すべての子どもたちの生き方に影響するものであり、子どもたち一人ひとりが、予測できない変化に受け身ではなく、主体的に関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けることが重要となっています。

このような状況を踏まえ、さらに教育施策を推進していくため、このたび、「次期福岡市教育振興基本計画」を策定し、教育の目標となるめざす子ども像を

「やさしさとたくましさをもち ともに学び未来を創り出す子ども」

としました。

変化の激しい社会の中においても、他者を思いやるやさしさや、たくましく生きる力をもち、多様な人々とともに学び、感性を豊かに働かせながら、よりよい人生や社会の在り方を考え、試行錯誤しながら問題を発見・解決し、新たな価値を創造していくことができる力をはぐくんでいく必要があります。

本計画の実現のためには、学校、教育委員会はもとより、家庭、地域、企業等が一体となって取り組んでいくことが不可欠です。それぞれが役割を果たし、互いに連携しながら、社会全体で未来の福岡市を支え、創造する子どもたちを、共にはぐくんでいきたいと考えています。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました検討委員の皆様をはじめ、関係各位に心から感謝を申し上げます。

平成31年6月

福岡市教育委員会

もくじ

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の枠組み	2
3	本市や国の動向	3
4	新しいふくおかの教育計画の評価、現状と課題	4
	(1) めざす子ども像	
	(2) 市民・保護者の満足度	
	(3) 現計画の総括	
	(4) 現計画の認知度	
	(5) 子どもの現状・課題	
5	これからの福岡市の教育がめざす姿	11
	(1) めざす子ども像	
	(2) あるべき学校像	
	(3) あるべき教員像	
	(4) 教育委員会事務局の責務	
	(5) 望まれる家庭の役割	
	(6) 望まれる地域・企業等の役割	
	(7) 共育	
6	福岡スタンダード	17
7	福岡スタイルと施策群の体系図	18
	(1) 福岡スタイル	
	① 9カ年を見通した小中連携	
	② 子ども・家庭への支援	
	③ ICT利活用	
	(2) 施策展開	
	① 確かな学力の向上	
	② 豊かな人権感覚と道徳性の育成	
	③ 健やかな体の育成	
	④ いじめ・不登校等の未然防止・早期対応	
	⑤ 特別支援教育の推進	
	⑥ 魅力ある高校教育の推進	
	⑦ グローバル社会を生きるキャリア教育の推進	
	⑧ 読書活動の推進	
	⑨ チーム学校による組織力の強化	
	⑩ 学校と家庭・地域等の連携強化	
	⑪ 資質ある優秀な人材の確保	
	⑫ 教職員の資質・能力の向上・活性化	
	⑬ コンプライアンスの推進	
	⑭ 安心して学ぶことができる教育環境の整備	
	⑮ 教員が子どもと向き合う環境づくり	
	⑯ 子どもの安全確保に向けた取組みの推進	
	⑰ 家庭・地域等における教育の推進	
8	資料編

1 計画策定の趣旨

教育の使命は、子どもたちの能力を伸ばし自己実現を促すとともに、人格の完成をめざし、共同体の一員として、社会を担う市民としての基本的資質を身につけさせることです。

福岡市教育委員会では、平成12年7月に策定した「教育改革プログラム」に基づき21世紀を生きる子どもたちを健やかにはぐくむため、学校教育を中心として、家庭や地域と連携した教育環境の実現に向け教育改革に取り組んできました。

平成21年6月には、福岡市におけるはじめての教育振興基本計画となる「新しいふくおかの教育計画～「改革」と「共育創造」～」を策定し、基本計画部分の期間を概ね10年、重点的に取り組む具体的な計画を示した実施計画部分を、前期実施計画として平成21年度から平成25年度、平成25年度に見直しを行い、後期実施計画を平成26年度から平成30年度とし、学校だけでなく家庭、地域・企業等が一体となって多様な教育課題を克服し、福岡市の教育目標を達成するために様々な施策に取り組んできました。

しかしながら、社会の変化が加速度を増し、大きく進展する状況において、未来の福岡市を支え創造する子どもたち一人ひとりを健やかにはぐくんでいくためには、これまでの取組み状況、現状と課題を踏まえ、学校、家庭、地域・企業等がさらに連携して、新たな時代に対応した、取組みを進めていくことが必要不可欠です。

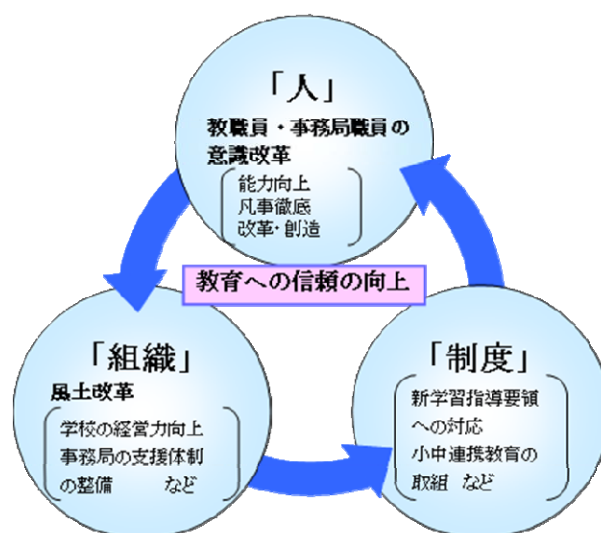
そこで、引き続き、社会全体で子どもたちをより良くはぐくんでいくため、これからの福岡市の教育の道筋を示す指針として「次期福岡市教育振興基本計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

【福岡市の教育改革の意義】

教育の使命について、教育基本法は「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする」と規定しています。

「改革」とは「改めてより良いものにする」ことです。時代や社会は変容していきます。当然、子どもの教育環境も変わっていきます。福岡市の教育改革とは、子どもの実態や地域社会の変化を踏まえて見直すべきは見直し、より良い教育を実現することであり、そのことにより教育への信頼性を高めることです。

福岡市教育委員会は、社会状況の変化を踏まえ、教育の目的を達成していくため「人」「組織」「制度」全般にわたる不断の改革を引き続き進めていきます。



2 計画の枠組み

(1) 計画の位置づけ

- 本計画は、教育基本法に規定される、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定します。
- 平成21年度に策定した「新しいふくおかの教育計画」(以下、「現計画」という。)の成果と課題を踏まえ、学校教育を中心とし、家庭・地域との連携・協力のもとで子どもたちを共にはぐくむための本市の教育分野の計画とします。
- 現計画の構成を見直し、基本計画部分と実施計画部分を整理統合して、基本方針を示すものとします。これまで実施計画部分に記載されていた個別具体の事業や取組事項については、毎年の教育委員会運営方針で示していきます。
- 福岡市政全般にわたる「福岡市基本構想」「福岡市基本計画」「政策推進プラン」とも整合性を図っています。
- 子どもたちをはぐくむには、学校教育だけでなく、家庭での子育てや、保健、福祉の分野も大きく関わってきます。乳幼児期における就学前教育の重要性が言われるなど、教育委員会が所管する分野のみでは解決できない課題も存在するため、こども未来局が策定する子どもに関する計画や施策との連携を図りながら、施策を推進していきます。

(2) 計画の範囲

小・中学校をはじめ、市立学校における取組を中心とし、子どもたちを共にはぐくむ家庭・地域の取組も含めた、教育に関わる分野を範囲とします。

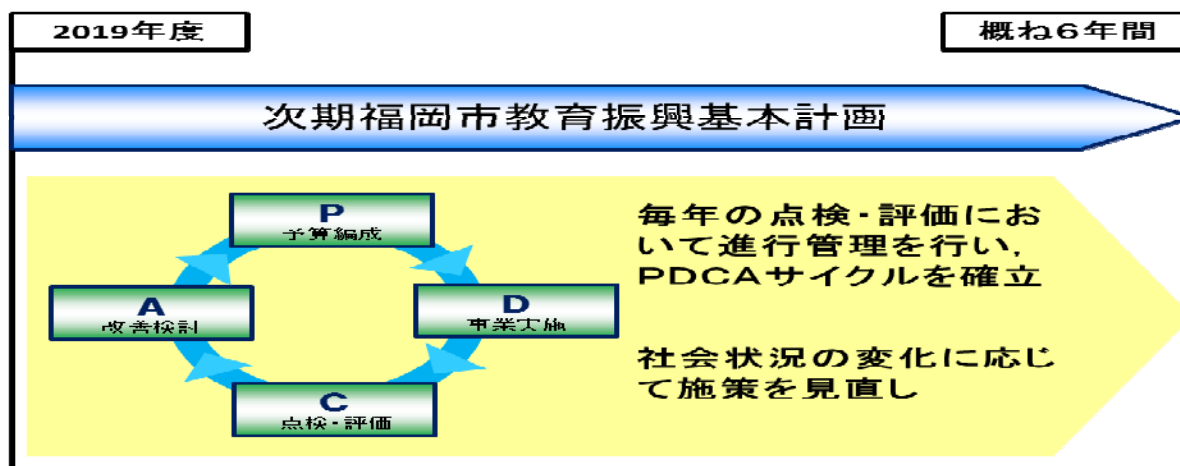
(3) 計画の期間

始期を平成31年度とし、社会の変化のスピードに対応するため、その対象期間は概ね6年間とします。また、社会状況の変化に応じて施策の見直しを行います。

(4) 計画の進行管理

毎年の点検・評価において進行管理を行います。

そのため、可能な限り客観的な評価指標を設定します。



3 本市や国の動向

本計画の策定にあたって、国や本市の動向を的確にとらえることが重要です。

(1) 本市の動向

《福岡市基本構想・第9次福岡市基本計画の策定》(平成24年12月)

平成23年度に実施した「アジアのリーダー都市ふくおか！プロジェクト」で市の将来の姿について市民の皆さんから寄せられたたくさんの意見を踏まえ、平成24年度に市議会の議決を経て策定。

「自律した市民が支え合い心豊かに生きる都市」において、国籍や年齢、性の違い、障がいの有無などにかかわらず、誰もがすべての人への思いやりをもち、住んでいる人にも、訪れる人にもやさしいまちをめざすことを明記。

《ユニバーサル都市・福岡の推進》

みんながやさしい、みんなにやさしい、誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまち

《性的マイノリティに関する支援方針の策定》(平成30年3月)

国籍や年齢、性の違い、障がいの有無などに関わらず、誰もがすべての人への思いやりを持ち、多様性を認め合いながら、いきいきと輝くまちをめざしている。

(2) 国の動向

《新教育委員会制度への移行》(平成27年4月)

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正

《学習指導要領の改訂》(平成30年度から移行期間)

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図る。

《学校における働き方改革に関する緊急対策の策定》(平成29年12月)

平成29年12月に中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」がまとめられた。「中間まとめ」において示された具体的な方策を踏まえ、文部科学省が実施する内容を緊急対策としてとりまとめられた。

学校におけるこれまでの働き方を見直し、児童生徒と向き合うための時間を確保。

《第3期教育振興基本計画の策定》(平成30年6月)

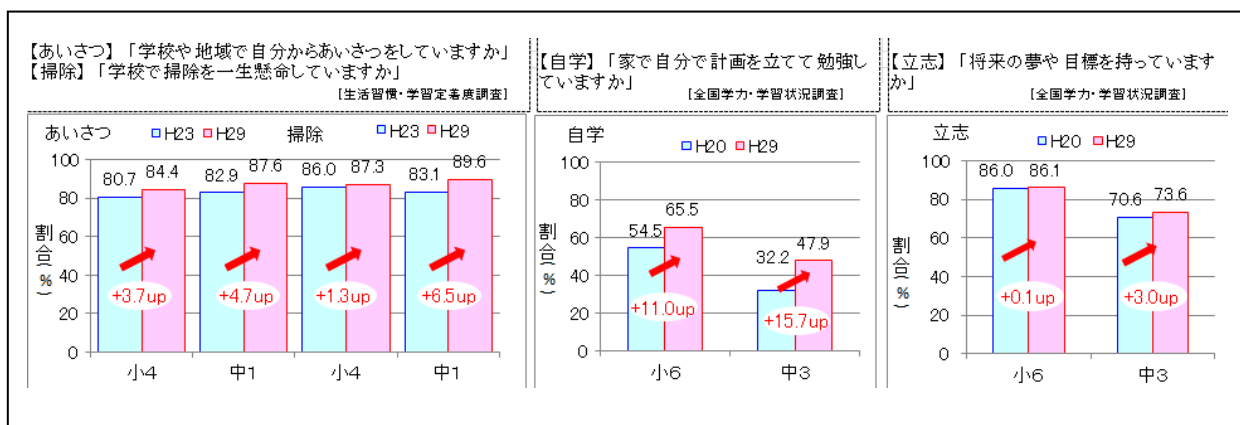
平成30年6月に第3期教育振興基本計画が閣議決定され、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方や、特に留意すべき視点として、客観的な根拠(エビデンス)を重視した教育政策の推進に向けた新たな施策について示されている。

4 新しいふくおかの教育計画の評価、現状と課題

めざす子ども像を、「基本的生活習慣を身につけ、自ら学ぶ意欲と志を持ち、心豊かにたくましく生きる子ども」とし、その子ども像を実現させるため、福岡市のすべての子どもたちに身につけさせたい実践的態度として、福岡スタンダード「あいさつ・掃除 自学 立志」を「公教育の福岡モデル」の中心として位置づけ、取組みを進めてきました。

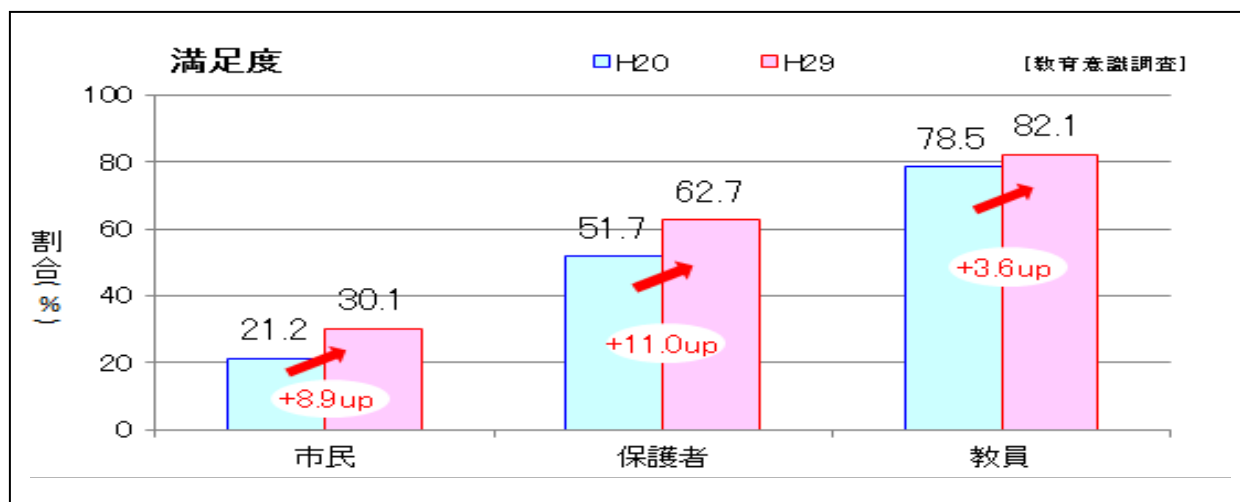
(1) めざす子ども像について

子どもの状況については、あいさつ・掃除、自学、立志にかかる児童生徒の意識が、すべての項目で向上しており、取組みの成果が表れています。



(2) 市民・保護者の満足度について

市民、保護者への意識調査においても、学校の教育活動に対する満足度は向上しています。



(3) 新しいふくおか教育計画の総括

上記(1)(2)の状況から、「めざす子ども像に近づくとともに、市民、保護者の満足度は向上している」として、これまでの取組みによる一定の評価が得られているものと考えられます。

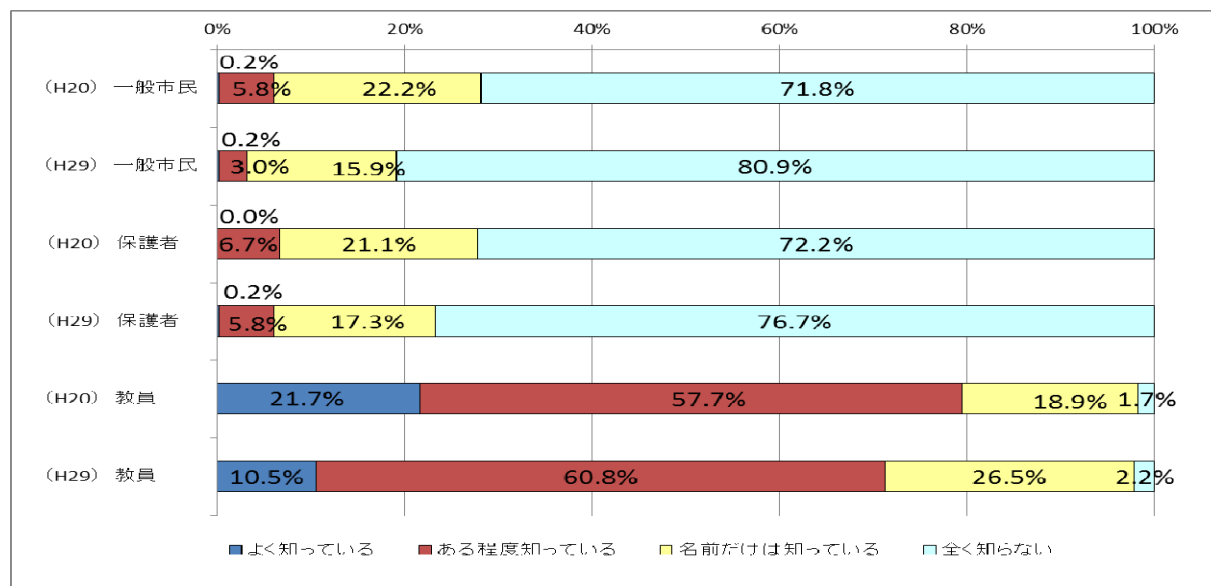
(4) 新しいふくおかの教育計画の認知度

平成12年度、西暦2000年度に21世紀を迎えるにあたって策定した教育改革プログラムでは、「郷土福岡を誇りとし、21世紀に夢や目標を抱きながら、豊かな心とたくましく生きる力を持った子どもをはぐくむ」という子ども像を掲げていましたが、やや抽象的であり、広く市民に浸透するには至らなかったため、新しいふくおかの教育計画では「基本的生活習慣を身につけ、自ら学ぶ意欲と志を持ち、心豊かにたくましく生きる子ども」と、具体的な子ども像を設定しました。

そして、保護者や広く市民への浸透を図ったことにより、計画の前期においては、認知度が上昇したものの、策定から時間が経過するにつれ認知度は低下し、結果として、教育改革プログラムの最終年度であった平成20年度よりも、平成29年度調査ではさらに低下しました。

教員においても、保護者や市民と同様の傾向が見られます。

H20：教育改革プログラムの認知度 H29：新しいふくおかの教育計画の認知度



(5) 子どもの現状・課題

基本的生活習慣	
平成20年度の現状	平成29年度の現状
<ul style="list-style-type: none"> ・教員や保護者を対象とした調査から基本的生活習慣の乱れが懸念されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつや掃除などの基本的生活習慣の定着度が向上している。
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校や地域で自分からあいさつしていますか」及び、「学校で掃除を一生懸命していますか」について、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の割合は、高い数値を示している一方で、否定的意見の児童生徒が依然として存在しています。 	

学力	
平成 20 年度の現状	平成 29 年度の現状
<ul style="list-style-type: none"> 学力は全国平均レベルだが、知識・技能を活用する力が課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> 全国学力・学習状況調査において小学校でゆるやかな上昇傾向にある。中学校は、ほぼ全国平均を上回る傾向にある。
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度の全国学力・学習状況調査において、本市の小学校 6 年生では、国語 A、国語 B、算数 A、算数 B のすべての分類で全国平均を上回りました。また、中学校 3 年生では、国語 A で全国平均を上回り、国語 B は、全国平均と同等であったが、数学 A、数学 B で全国平均を下回りました。 計画対象期間の推移としては、学力は全国平均レベルを維持しているものの、領域や年によっては全国平均を下回ることがあるため、各学校が自校の学力課題を明らかにして、児童生徒一人ひとりに応じた課題への対応や取組みをさらに工夫することが必要です。 	

体力	
平成 20 年度の現状	平成 29 年度の現状
<ul style="list-style-type: none"> 体力・運動能力は、男女ともに低い水準で推移している。 	<ul style="list-style-type: none"> 体力運動能力調査において、小 5 男女、中 2 男女ともに向上している。
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 体力運動能力調査において、結果は向上しているものの、平成 29 年度は、小 5 女子、中 2 女子は、まだ、わずかに全国平均を下回っています。 特に、中学校において、運動をする生徒としない生徒の二極化が見られるため、運動習慣が身につけていない子どもへの支援が必要です。 子どもたちの体力向上をめざして、学校と家庭・地域等が連携し、家庭や学校での外遊びなどを通して、体力づくりを行っていくことを検討する必要があります。 	

自尊感情・規範意識	
平成 20 年度の現状	平成 29 年度の現状
<ul style="list-style-type: none"> 学年が上がるにつれて、自尊感情、規範意識が低下している。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度と比べ、自尊感情、規範意識はともに向上している。
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「自分にはよいところがあると思うか」について、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒は、小学校 6 年生で 79.2%であるのに対し、中学校 3 年生では 73.5%で、学年が上がるにつれて自尊感情が低下していることがわかります。 	

いじめ・不登校	
平成 20 年度の現状	平成 29 年度の現状
<ul style="list-style-type: none"> いじめの定義が見直され、認知件数が増加している。認知件数は、小学校 15 件、中学校 25 件の合計 40 件。 不登校生が小6から中1で約3倍に増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> いじめの積極的な認知が進み、認知件数が平成 20 年度と比べて約 18 倍に増加している。 平成 20 年度と比べ、不登校児童生徒数は減少している。また、不登校児童生徒の学校復帰率は向上している。
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 依然として、小6から中1にかけて、不登校生が増加している傾向にあります。今後も、不登校生や不登校傾向の児童生徒へのさらなる支援が必要です。 不登校については「いじめ」など学校生活に起因するもの、家庭生活に起因するもの、子ども自身に要因があるものなど、様々な原因が考えられます。不登校の要因を的確につかみ、不登校生をもつ保護者への助言や支援を行うとともに、効果的な対応策を見いだしていくことが必要です。 いじめについては、教員がいじめの定義を正確に理解し、積極的にいじめの認知を行い、解消する取組みが必要です。 	

特別支援教育	
平成 20 年度の現状	平成 29 年度の現状
<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級・特別支援学校に在籍する障がいのある児童生徒が増加傾向にある。 障がいの状況において、重度・重複化が見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の学級も含め、特別支援学級・特別支援学校に在籍する特別な支援を要する児童生徒が増加している。
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年々、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒は増加しています。平成 29 年度の調査では、平成 21 年度より 1,400 人以上増え 2,461 人になっています。また、障がいの状態も多様化しており、教育環境の整備や教育内容・方法の工夫改善を行っていくことが必要です。 平成 20 年度と比較し、平成 29 年度の特別支援学校高等部生徒の就労率は向上しています。今後も、就労率向上のための取組みや関係機関との連携がさらに必要です。 特別な支援を必要とする子どもについては、就学前の保育園・幼稚園と小・中学校、さらには高等学校や特別支援学校との連携を密にすることや、子どもの学校・家庭での学習や生活の状況などについての情報の引き継ぎと共有を確実にし、保護者と学校（教員）が同じ視点で支援の継続を図っていくことが必要です。 	

(6) 子どもを取り巻く各主体の現状・課題

教員	
平成 20 年度の現状	平成 29 年度の現状
<ul style="list-style-type: none"> ・「指導が不適切」と認定された教員の数は減少傾向にあるが、教員の資質・能力のさらなる向上が必要である。 ・精神疾患を理由として病気休職する教員は、増加傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体においても、近年、教員採用数を大幅に増やしており、人材確保をめぐる競争が激しさを増している。 ・大量退職に伴う大量採用により、若年層教員が増加している。 ・精神疾患による病気休職者数は減少傾向にあったが、平成 29 年度は増加している。 ・学校給食費の公会計化が完了している。
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用試験において、受験者数の確保及び資質ある優秀な人材の確保が必要です。 ・教員の年齢構成は、50 代後半が多く、40 代後半が最も少なくなっています。教員が大量に退職していく中で、ベテラン教員が若手教員に教育観や指導技術を継承していくなど教員としての資質・能力の向上が必要です。 ・精神疾患を理由に病気休職する教員の在職者に占める割合は、平成 19 年度以降、低下傾向にあったものの、平成 29 年度は増加しているため、メンタルヘルスに関する知識の啓発や円滑な復職支援など、継続した取り組みが必要です。 	

学校（組織）	
平成 20 年度の現状	平成 29 年度の現状
<ul style="list-style-type: none"> ・組織的、機能的な学校経営が行われることが求められる。 ・保護者などから学校へ寄せられる相談件数は、増加傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・チームとしての学校運営の組織的指導力を高め、課題解決を図っていかなければならない現状がある。 ・50 歳代の教職員及び若年教職員の割合が高く、40 歳代の教職員の割合が低い状況である。
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も異校種間人事交流を通して、中学校における問題行動の予防や解決への組織的な取り組み、小学校における学力向上を図る授業改善への組織的な取り組みなど、異校種のよさを各学校に取り入れ、教育活動を活性化させることが必要です。 ・ベテラン教員から若手教員へ教育観や指導技術を継承していくとともに、中堅教員をミドルリーダーとして育成することが急務になっています。 ・今後一層、学校教育について説明責任や情報公開が求められます。保護者や地域などから学校の教育活動に対する理解を得るために、学校ホームページや学校便り、懇談会などで学校の情報を積極的に提供する必要があります。 	

学校（教育施設）	
平成 20 年度の現状	平成 29 年度の現状
<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の耐震化について早急な取組みが必要である。 建設後 30 年を超える校舎は全体の約 6 割に達している。 中央区、博多区の学校を中心に小規模校が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の耐震化が完了している。 校務支援システムの導入が完了している。 普通教室への空調整備が完了している。 建設後 30 年を目途に校舎全体の内・外部を全面的に改造する大規模改造事業を実施している。しかし、学校施設が集中して建設された時期に対応して、新たな事業対象が集中して発生しているため、平準化を図りながら対応している。
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の学校施設は 226 校あり、その多くは昭和 40 年代から 50 年代に建設され、老朽化が進んでおり、これらの維持管理を適切に行っていくことが必要です。 地域によって学校の規模に偏りが生じており、学校規模に起因する様々な教育課題を解決するため、学校規模の適正化が必要です。 	

家庭・地域	
平成 20 年度の現状	平成 29 年度の現状
<ul style="list-style-type: none"> 地域の教育力が低下している。その原因として、個人主義の浸透や、地域が安全でなくなり、子どもを他人と交流させることに対する抵抗感の増加が挙げられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校公開週間の来校者数が増加している。 早寝早起きなど基本的な生活習慣の定着に向けた保護者の意識が向上している。
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の教育力の低下の原因として、都市化、家族形態の変容、少子化などの社会構造の変化や価値観、ライフスタイルの多様化などにより、家庭と地域との結びつきが希薄化している傾向にあります。そのため、地域行事などへの子どもたちの参加を通して、子どもたちと地域住民との関わりを深め、子どもたちにとって地域が身近な存在であると実感させることが必要です。 それぞれの地域の実態に応じ、地域の安全対策や地域ぐるみの子育て支援など、家庭・地域・企業等が連携して取り組んでいくことが一層求められます。 積極的に企業と連携を行い、企業が持っている資源（施設、人材など）を学校教育や家庭教育に生かすことが必要です。 	

子どもを取り巻く環境	
平成 20 年度の現状	平成 29 年度の現状
<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話やパソコンなどのネットメディアが子どもにとって、身近な存在となっている。 ・インターネット犯罪が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSなどネット上の問題ある書き込みやトラブルが依然として発生している。特に、安易に自身の個人情報を晒している傾向がみられる。
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットは適切な使い方をすれば、調べ学習などで活用できる有効な情報ツールです。今後も、子どもたちに対して、ネットメディアの使用方法や危険性を知らせる情報モラル教育、メディアリテラシー教育を、家庭・地域・企業等と連携して進めていくことが必要です。 	

5 これからの福岡市の教育がめざす姿

<めざす子ども像>

やさしさとたくましさをもち ともに学び未来を創り出す子ども

- いきいきと学び遊ぶことをとおして、確かな学力・豊かな心・健やかな体などの生きる力を身につけ、主体的に行動できる子ども
- 思いやりや命を大切に作る気持ちをもって行動できる子ども
- 新しいことにチャレンジする意欲をもち、将来の夢や希望に向かって粘り強く取り組む子ども
- 郷土福岡や日本の自然、歴史、伝統・文化を愛し、守り伝えるとともに、アジア・世界の国・地域の様々な価値観を認め、社会の一員として活躍する子ども

福岡スタンダード 「あいさつ・掃除」「自学・とも学」「チャレンジ・立志」

<あるべき学校像>

- ・子どもの権利が大切にされ、児童生徒一人ひとりが存在感を実感できる「安全安心な学校」
- ・児童生徒が主体的に学校づくりに参画する「魅力ある学校」
- ・学校の自主性を生かし、校長の運営方針のもと、教職員がめざす姿を共有し「成長に責任を持つ学校」
- ・教職員が互いに切磋琢磨し「指導力を伝承する学校」
- ・保護者や地域・企業と連携し「共に創る学校」

<あるべき教員像>

- ・向上心をもち、子どもの学ぶ意欲と学力を高める学習指導ができる教員
- ・人権感覚にあふれ、あたたかい子ども理解に基づいた生徒指導ができる教員
- ・危機管理意識をもち、子どもの生命や身体の安全を確保できる教員
- ・協調性をもち、同僚や保護者・地域等と協働しながら教育活動を推進できる教員
- ・社会性を備え、法令を遵守しながら体罰や飲酒運転等の不祥事を根絶できる教員

「共育」

家庭や地域、企業等の力を学校教育活動に生かすなど、連携を深め、社会に開かれた教育課程の実現を図る。

<望まれる家庭の役割>

- ・子どもが基本的な生活習慣と規範意識を定着させることができる家庭
- ・愛情と信念を持って子どもの成長を見守り、子どもとともに成長する家庭
- ・家族が協力して家事や子育てに取り組む家庭
- ・地域の行事などに家族で参加し、地域とともに子どもをはぐくむ家庭

<望まれる地域・企業等の役割>

- ・子どもが健全に成長するよう守り、はぐくむという観点から、積極的に教育活動に協力し、参画する地域・企業等
- ・地域の特性を生かし、多様な子どもや家庭を受け入れ共生する地域

<教育委員会事務局の責務>

- ・学校現場とともにいじめ等の課題解決に積極的に取り組む教育委員会事務局
- ・家庭や地域の取組みを支援する教育委員会事務局
- ・課題等に柔軟に対応できるよう組織体制を整備するとともに、市の他の部局や関係機関等とも連携し、情報発信を行う教育委員会事務局
- ・客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを確立するとともに、真に必要な教育投資を実行する教育委員会事務局

(1) めざす子ども像

今回、教育の目標となるめざす子ども像として設定した「やさしさとたくましさを持ち ともに学び未来を創り出す子ども」は、子どもの現状や社会の変化を踏まえ、今後6年間にわたってはぐくむ目標を明確にしたものです。変化の激しい社会の中においても、他者を思いやるやさしさや、たくましく生きる力をもち、多様な人々とともに学び、感性を豊かに働かせながら、よりよい人生や社会の在り方を考え、施行錯誤しながら問題を発見・解決し、新たな価値を創造していくことができる力をはぐくんでいきます。

「確かな学力（知）」「豊かな心（徳）」「健やかな体（体）」などの生きる力を身につけるため、いきいきと学び、いきいきと遊ぶ取組みを推進し、主体的に行動できる子どもをはぐくんでいきます。

他者とともにより良い社会を築くため、一人ひとりが思いやりや命を大切にする気持ち、確かな人権感覚を持ち、国籍や年齢、性別、性的指向や性自認、障がいの有無などにかかわらず、自分を大切に思い、同時に他者の大切さも認めることができる子どもをはぐくんでいきます。

将来に夢や希望を持つことは、学ぶ意欲の原動力に繋がります。新しいことにチャレンジする意欲をもち、将来の夢や希望に向かって粘り強く取り組む子どもをはぐくんでいきます。

世界と深いつながりを持ち、国際化した社会を生きる子どもたちには、日本だけでなく、アジア・世界の国・地域という視点を持ちながら共生していくことが求められます。そのためには諸外国に対する理解を深めるとともに、これまで以上に郷土福岡や日本の自然、歴史、伝統・文化に対する理解を深める必要があります。

(2) あるべき学校像

学校は、子どもの権利が大切にされ、児童生徒一人ひとりが存在感を実感できる安全で安心な環境が確保されている必要があります。しかしながら、近年、学校や通学路における事件が大きな問題となっています。このような事件の発生を防止し、子どもを犯罪の被害から守るためには、学校や地域の実情に応じた学校の安全管理体制の整備、防犯教育の充実、教職員等の一層の危機管理意識の向上のほか、子どもの安全を地域全体で見守ることが必要となってきます。

児童生徒が主体的に学校づくりに参画することで、学校への帰属意識が生まれ、児童生徒間の絆も強くなり、学校での活動が充実するにしたがって、学習や学校行事に意欲的になっていきます。自ら作り上げた学校は、児童生徒にとって魅力ある活動の場になります。

学校の自主性を生かし、校長の運営方針のもと、教職員がめざす姿を共有することで、組織的に教育活動を行うことができます。組織的に指導にあたることで、教職員は児童生徒の成長を実感し、やりがいを感じ、さらなる成長を促すようになります。つまり児童生徒の成長に責任を持つ学校になります。

また、経験の少ない教職員が増加していく現状においては、教職員がお互いに切磋琢磨し、指導力を向上させるとともに、経験豊かな教職員の優れた点を伝承していけるような学校体制が求められます。

学校が中心となり、保護者や地域・企業と連携することで、児童生徒の視野や興味関心が広がり、より大きな成長につながっていきます。日常のさまざまな活動において、連携を意識した、共に創る学校である必要があります。

(3) あるべき教員像

福岡市がめざす「やさしさとたくましさをもち ともに学び未来を創り出す子ども」を育てることは、子どもと直接向き合う教員の使命です。教員は、子どもへの愛情にあふれ、豊かな人間性と確かな指導力を身に付け、学び続ける存在でなければなりません。

大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教員の資質向上に係る新たな体制を構築する趣旨で、平成29年4月、教育公務員特例法等が一部改正されました。それに基づき、福岡市教育委員会は、「福岡市教員育成指標」を策定し、その中で、教員に求められる資質・能力を、次のように整理しています。

- | | | |
|------------------|------------------|---------------|
| ☆ 教職の素養に関する資質・能力 | | |
| ○ 教育的愛情・情熱 | ○ 向上心・向学心 | ○ 社会性・協調性 |
| ○ 人権認識・人権感覚 | ○ 法令遵守・体罰等の不祥事根絶 | |
| ☆ 教職の実践に関する資質・能力 | | |
| ○ 学習指導力（専門的指導力） | ○ 生徒指導力 | ○ 組織参画力，組織運営力 |

これらの資質・能力を基に、〈あるべき教員像〉を設定しました。

子どもたちが変化の激しい予測困難な社会で生き抜いていくためには、「生きる力」を育てていかなければなりません。子どもたちの「生きる力」をはぐくむには、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が必要です。教員は、向上心・向学心をもって、子どもの学ぶ意欲と学力を高める学習指導力（専門的指導力）を高めるために、日々学び続けなければなりません。

教育的愛情・情熱，人権認識・人権感覚，生徒指導力は、教員にとって最も重要な資質・能力と言っても過言ではありません。すべての子どもへの愛情と理解に基づいた、あたたかい指導ができなければなりません。

災害・犯罪・交通事故・水の事故等から、子どもたちの生命や身体の安全を確保するためには、鋭い危機管理意識が重要です。教員一人ひとりが常に危機管理意識を高め、子どもの安全を最優先に確保することができなければなりません。また、学校や学年全体でチームとして対

応していくための組織参画力や組織運営力の向上も大切です。

学校や学年、教科運営は、一人の教員でできるものではありません。協調性を大切にして、同僚や関係者と協働し、チーム学校として教育活動を推進することができなければなりません。また、子どもたちを育てるために、保護者・地域とも協働して学校教育を創り上げていく共育が今後ますます求められます。

教員は、教員であると同時に社会人として、子どもたちの模範とならなければなりません。そのためには、社会性を備え、法令を遵守し、自分自身が体罰や飲酒運転等の不祥事を起こさないことはもちろん、周囲に起こさせないという姿勢も求められます。

(4) 教育委員会事務局の責務

学校教育における課題が複雑化、多様化し、教員が子どもたちと向き合う時間に余裕がなくなっています。教育委員会事務局は、教員が子どもたちに深く関わるができる体制づくりや学校における事務の軽減・効率化を図ることなどにより、教員がより子どもと向き合うことができる環境づくり、教職員の多忙感の軽減について、学校と一体となって取り組んでいきます。

子どもたちは、学校だけで学ぶのではなく、家庭や地域の中でも学び成長していきます。教育は学校と家庭、地域が連携し一緒になって創りあげていくものです。学校が、家庭や地域と連携するとともに、教育委員会事務局は家庭や地域の取組みを支援していきます。

教育委員会事務局は、学校が抱える課題に柔軟に対応し、学校を支援することができるよう組織体制の整備を行うとともに、教育や子どもに関するデータ分析や最新の科学的知見の活用による時代の要請に応じた施策を立案し、教育の充実を図ります。

客観的な根拠を重視した施策展開を図るため、企画・立案段階から、目標の達成状況に関する指標等を設定し、その指標等を活用した分析を行い、より効果的・効率的な施策の実施へと繋がるPDCAサイクルを確立していくとともに、家計における教育費負担の軽減も踏まえて、真に必要な教育投資を実行していきます。

(5) 望まれる家庭の役割

家庭は、家族が共同生活を営む場所であり、団らんや共同体験など愛情に支えられた生活の営みのなかで家庭教育は行われます。

家庭教育には親が意図的に子どもに働きかける場合と、日常生活をおくることで自然に行われる場合があります。

平成18年の教育基本法の改正により、新たに家庭教育について規定されており、父母その他の保護者が、子の教育について第一義的な責任を有する旨と、家庭教育の基本的な機能として、生活習慣の取得、自立心の育成、心身の調和的発達が掲げられています。

(6) 望まれる地域・企業等の役割

地域・企業等の人材がゲストティーチャーとして教壇に立つことや、教科学習や補充学習の支援、部活動等の補助指導、校内環境の整備、登下校時の安全確保など、地域・企業等の協力、参画を得て、特色ある教育活動を実施し、子どもをはぐくんでいきます。

地域や企業は、子どもを守り、はぐくむということでは、家庭や学校のパートナーです。「『い～な』ふくおか・子ども週間」(毎月1～7日の少なくとも1日は、個人や企業(職場)、地域等で子どものためにできることに取り組み、社会全体で子どもをバックアップする)などの取り組みをはじめとして、学校、家庭、地域・企業等が今後一層連携を進め、協力しあいながら子どもをはぐくんでいきます。

(7) 共育

子どもたちは学校だけでなく、家庭や地域の中で様々な体験をしたり、様々な人々と関わったりしながら学び、成長していきます。そこで、学校、家庭、地域、企業等それぞれが教育の主体（担い手）としての責任を持つとともに、社会全体で子どもをはぐくむ「共育」が必要となります。

共育とは・・・ 教育は、学校だけで成立するものではありません。「共育」とは、学校、家庭、地域、企業等の各主体（担い手）が責任を持ってそれぞれの役割を果たしながら、同じ方向に向かって連携し、子どもをはぐくむことです。

学校では・・・ 子ども一人ひとりを大切にし、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」をはぐくむ学校教育をめざします。

家庭では・・・ 子どもに基本的な生活習慣や規範意識を身につけさせ、責任をもって豊かな心や健やかな体をはぐくむ家庭であることが望まれます。

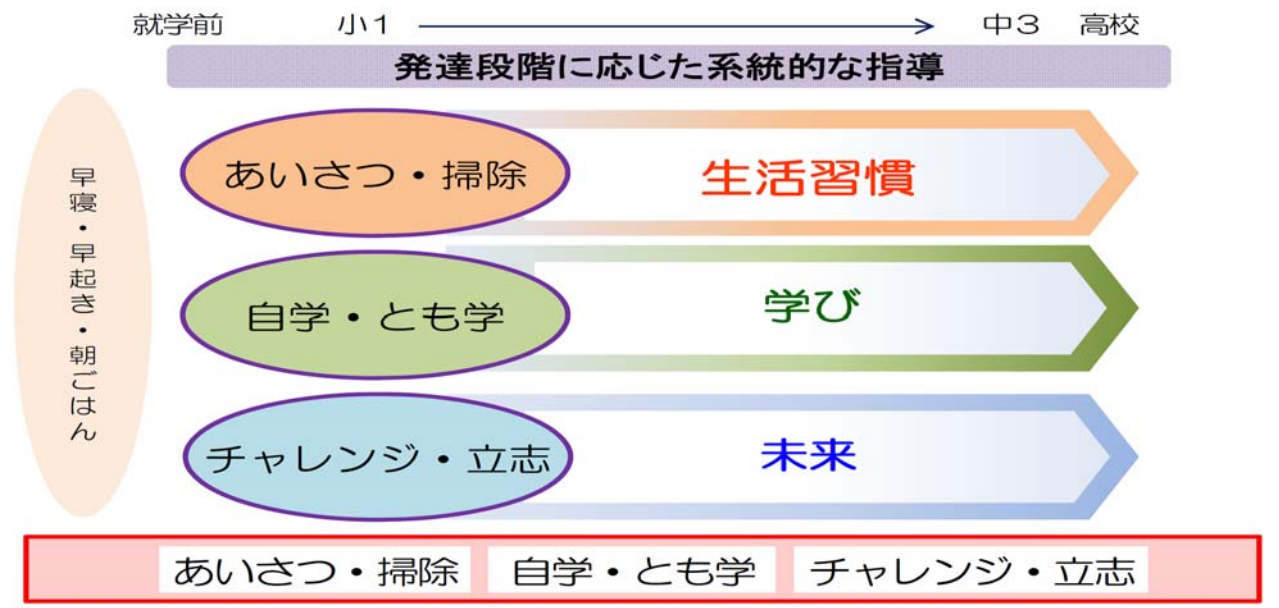
地域・企業等では・・・ 子どもが健全に成長するよう見守るとともに、積極的に教育活動に協力し参画することが望まれます。

共育により、家庭や地域・企業等の力を学校教育活動に積極的に生かし、連携を深め、社会に開かれた教育課程の充実を図ります。

**6 福岡スタンダード ～福岡市のすべての子どもたちに身につけさせたい大事なこと～
「あいさつ・掃除」「自学・とも学」「チャレンジ・立志」**

子どもが社会の中でよりよく生きていくためには、人や社会・環境等との関わりの中で「社会的自立の基礎」をはぐくんでいくことが大切です。そのためには人間形成の土台となる「基本的生活習慣」をしっかりと築く必要があります。確かな学力、豊かな心や健やかな体などの生きる力は、「基本的生活習慣」が基盤となって身に付いていくものです。

そこで、これまで取り組んできた福岡スタンダード「あいさつ・掃除 自学 立志」を発展的に見直し、生活習慣の柱「あいさつ・掃除」、学びの柱「自学・とも学」、未来への柱「チャレンジ・立志」として進化させ、福岡市のすべての子どもたちに身につけさせたい実践的態度として示します。



生活習慣の柱	あいさつ	「あいさつ」は、他者と良好な人間関係を築く第一歩であり、基本的生活習慣の中でも最も重要なものです。「あいさつ」は世界共通のコミュニケーションで、お互いを大切に思う心の現れです。
	掃除	「掃除」は、身の回りを整えるなどの基本的生活習慣を形成するとともに、謙虚な気持ちを持ち、自分の役割を積極的に果たそうとする態度を育てます。そのことによって、他者に役立つ喜びを味わわせることができます。
学びの柱	自学	「自学」は、自ら学ぼうとする意欲をもち、主体的に学びに取り組むことです。そのことによって、子どもたちの学びが充実し、知識・技能や思考力、判断力、表現力等を身に付けることができます。
	とも学	「とも学」は、「友（とも）と」、「共（とも）に」、知識や知恵を身に付けながら学ぶことです。そのことによって、互いのよさを生かして協働する力等が身に付くとともに、多様性を尊重する態度が育ちます。
未来への柱	チャレンジ	「チャレンジ」は、いろいろなことに興味をもち、経験したことがないことにも、積極的に取り組むことです。知的好奇心や探究心をもって挑戦することは、自分の可能性を引き出し、成長させる大きな力となります。
	立志	「立志」は、自分の夢や目標をもち、その実現に向かって進むことです。自分と向き合い、志を立てることは、未来を創り出す原動力となります。

人間関係形成力と責任や義務を果たす心の醸成

主体的・対話的で深い学びの実現

これからの社会を創る原動力として

7 福岡スタイルと施策群の体系図

	施策／(関連計画など)	
子ども	1 確かな学力の向上	各学校や児童生徒一人ひとりの課題に応じたの実現を図る。
	2 豊かな人権感覚と道徳性の育成	学校教育活動全体を通じた人権教育や、考え体験活動を通して、豊かな心の育成を図る。
	3 健やかな体の育成	「遊び」をキーワードとして運動習慣の基礎を培って心身の健康を保持増進していく力を育
	4 いじめ・不登校等の未然防止・早期対応	いじめや不登校をはじめとする、児童生徒が抱の対応を行う。
	5 特別支援教育の推進	一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持
	6 魅力ある高校教育の推進	高校教育改革に関する国の動向を踏まえ、各の実現を図る。
	7 グローバル社会を生きるキャリア教育の推進	郷土福岡の伝統や文化等の学びの推進とあ関連づけながら、職業的・社会的自立の基礎。
	8 読書活動の推進	子どもたちが進んで学校図書館に足をはこび及び豊かな心の育成を図る。

福岡スタイル

特に重視する
教育の方法

9カ年を見通した小中連携

★ 小中が連携して義務教育
9年間を見通した教育活動を実施し、特に小学校から中学校への円滑な接続を図る。

学校・ 教員・ 教育委員 会事務局	9 チーム学校による組織力の強化	子どもを取り巻く様々な課題に対応するため、学校の組織力の強化を図る。
	10 学校と家庭・地域等の連携強化	学校の教育目標やめざす児童生徒像、教育活動の教育活動に生かすことで、社会に開かれ
	11 資質ある優秀な人材の確保	学習指導要領改訂や、複雑・多様化する学校
	12 教職員の資質・能力の向上・活性化	福岡市教員育成指標に基づいた研修講座の 図る。
	13 コンプライアンスの推進	体罰を含めた不祥事の根絶をめざして、各学
	14 安心して学ぶことができる教育環境の整備	安心して学習できる良好な環境を整備するた 増減に対して、地域の理解と協力を得ながら、
	15 教員が子どもと向き合う環境づくり	本市においても教員の在校時間は増加してま きる環境づくりの推進を図る。
家庭・ 地域等	16 子どもの安全確保に向けた取組みの推進	子どもの安全を確保するため、学校が家庭や
	17 家庭・地域等における教育の推進	子どもたちは、家庭で基本的な生活習慣や規範 PTAとも連携しながら家庭・地域等における老

ねらい

学力向上の取組を継続していくとともに、新学習指導要領の趣旨を踏まえた、授業改善を実施し、主体的・対話的で深い学び

、議論する道徳教育により、多様性を認め合い、人権を守ろうとする意識・態度を育むとともに、学校の特色を生かした様々な

音い、運動に親しむことを通して、体力向上の取組みを推進するとともに、健全な食生活の基礎となる食育を推進し、生涯にわ

変える様々な課題への取組みを小中が連携して推進するとともに、その兆候をいち早く把握し、関係機関と連携しながら、早期

る力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援の推進を図る。

校の特色ある教育活動や教育内容の魅力効果を効果的に高めるため、焦点化・重点化した取組みを推進し、魅力ある高校教育

つせ、実践的なコミュニケーション活動を取り入れた英語教育等、グローバルな視野を育むとともに、キャリア形成の方向性にも

、学習に役立てるとともに読書の楽しさを味わうために「読書・学習・情報」センターとしての機能を充実し、確かな学力の向上

子ども・家庭への支援

- ★ 不登校やいじめなど、支援を必要とする子どもや家庭に、教育・心理・福祉の専門スタッフが連携して支援し、すべての子どもの未来をはぐくむ。

ICT利活用

- (福岡市教育の情報化推進に関する指針を平成30年度に策定予定)
- ★ 子どもたちに情報技術を手段として活用できる力を育み、効果的な学習活動を行うため、学校においてICTの活用を図る。

校長のリーダーシップの下、専門スタッフを充実させるとともに、自律的な学校経営を推進することにより、「チーム学校」による

活動を積極的に発信し、家庭・地域と共有するとともに、サポーター会議やコミュニティ・スクールなどにより家庭と地域の力を学

教育に対応できる多様な人材の戦略的な確保を図る。

実施や、個別の課題やニーズに応じて選択できる研修の充実など、一人ひとりの教職員の資質・能力を高める研修の推進を

校が主体的にコンプライアンスの推進に取り組む組織風土づくりを行い、教職員一人ひとりの倫理意識の向上を図る。

め、事業の優先度を的確に見極めつつ、学校施設の維持管理や施設整備を図る。また、少子化や都市の成長に伴う子どもの

り、学校や教員だけでは解決できない抜本的な方策や取組みを行い、教員が子どもたちに深く関わり、本来の業務に専念で

地域、警察等の関係機関と連携をとりながら、社会全体で子どもの安全を見守る取組みの推進を図る。

意識を身につけ、地域で様々な人と関わり合いながら学び成長していくため、教育の推進を図る。

★9カ年を見通した小中連携教育

小中連携教育については、義務教育9年間を見通し、中学校ブロックを単位に様々な連携の取り組みを行ってきました。特に、小中合同研修会や授業参観などの機会を通して、小中の教員で情報交換や協議を行い、児童生徒の実態や小中の教育内容や方法などを理解するとともに、学習・生活規律などの共通実践により、小学校から中学校への円滑な接続を図ってきました。

しかし、一方で、小中連携の取り組みが形骸化している面や、依然として小学校6年生から中学校1年生にかけて、不登校生が増加している傾向があることなど、解決できていない課題もあります。そのようなことから、小中連携については、ねらいや取り組みの重点化を図るとともに、様々な人材の活用により、実効性のある取り組みにしていく必要があります。

学力向上の面においても、新学習指導要領に示されるように、小中学校間の接続を強化し、社会を生き抜くために必要な資質能力を9年間で身に付けさせることが大切です。

そこで、義務教育9年間を見通した連続性のある教育活動を引き続き実施するとともに、特に小学校6年生から中学校への接続を強化する取り組みを重視し、小学校から中学校への円滑な接続を図ります。

★子ども・家庭への支援

不登校やいじめなど、支援を必要とする子どもや家庭に対し、これまでに不登校対応教員を67中学校（小呂・玄界小中は不登校ゼロ）に配置し、児童生徒の自立につながる支援を充実させてきました。また、臨床心理士の資格をもつスクールカウンセラーを全小中学校、特別支援学校、高等学校に配置し（小呂・玄界小中は心の教室相談員を配置）、カウンセリングを通して、児童生徒や保護者の心のケアを行ってきました。

さらに、社会福祉士、または精神保健福祉士の資格をもつスクールソーシャルワーカーを全中学校区へ配置し、こども総合相談センターや区役所などの関係機関と連携し、課題を抱える子どもや家庭の支援を行ってきました。

今後も、不登校対応教員や、より高度な専門性をもつ心理や福祉の専門スタッフであるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが連携して支援することで、いじめや不登校などの子どもたちが抱える課題の未然防止、早期発見・対応を行うなど教育相談体制の強化を図っていくことが必要です。

★ICT利活用

学習指導要領改訂により、情報モラルを含む情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力として位置付けられ、各教科等におけるコンピュータ等を活用した学習活動の充実や、コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成について明記された。また、国の第3期教育振興基本計画においても、ICTを活用するための基盤の整備が、今後5年間の教育施策の目標として示されています。

このため、福岡市教育の情報化推進に関する指針に基づき、子どもたちに情報技術を手段として活用できる力をはぐくむとともに、ICTを活用した主体的・対話的で深い学びとなる授業の実践、及び支援を必要とする児童生徒の学びを支えるICT機器の活用や、ICTを活用した教育の質の向上及び、教職員の業務負担の軽減、それらを実現するためのICT環境の整備や教員のICT活用能力の向上に向けた取組みなど、学校におけるICTの活用を推進していきます。

(2) 施策展開

施策1 確かな学力の向上

1 これまでの取組みの状況と今後の方向性

【これまでの取組みや成果】

児童生徒の学力向上については、「学力パワーアップ総合推進事業」において、全国学力・学習状況調査や福岡市生活習慣・学習定着度調査の結果などから課題を明らかにし、小中が連携した学力向上プランを作成するとともに、実施・検証を繰り返し、学力課題克服のための取組みを行ってきました。

また、地域と協力して放課後補充学習に取り組む「ふれあい学び舎事業」を実施し、学力に課題のある児童の学習習慣の定着と基礎学力の向上を図ってきました。

さらに、教育課程の見直しにより生み出した時間を活用し、通常の学習を進める授業ではなく、前の学習に戻って学び直したり、繰り返し練習したりするなどの補足的な学習や、さらに理解を深めたり、知識を広げたりするなどの発展的な学習に取り組み、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな学習をとおして、確かな学力の定着を図ってきました。

外国語教育については、「アクティブイングリッシュ推進事業」や国際教育「礎プラン」により、児童生徒の国際理解を深め、コミュニケーション能力を育成するとともに、英語教育の早期化、教科化、高度化に対応する取組みを実施してきました。

また、日本語指導が必要な児童生徒に対しては、日本語指導体制の整備を進め、日本語で学校生活を営み、日本語での学習に参加できる力の向上に向けた指導・支援を行ってきました。

【課題や求められていること】

各学校が、全国学力・学習状況調査等の結果をもとに児童生徒の実態を把握・分析することで、自校の課題を明らかにし、その課題を解決するための取組みを進めながら、実効性のある検証改善サイクルを確立していくとともに、児童生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導を通して、すべての児童生徒に確かな学力を身につけさせていくことが必要です。

また、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、教育課程を編成・実施していく必要があります。

日本語指導が必要な児童生徒の増加、多言語・多国籍化への対応として、より個に応じた指導・支援の必要があります。

【今後の方向性】

各学校や児童生徒一人ひとりの課題に応じた学力向上の取組みを継続し、その後の学力に大きな影響がある小学校3・4年生の算数の学習内容の定着を図るとともに、少人数指導をはじめとする指導方法の工夫改善を進めるなど、効果的な指導の在り方について今後検討していきます。小中学校の接続においては、小学校時の情報の提供など、より丁寧なつなぎを行うなど、小中の円滑な接続を図ります。

また、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進するとともに、電子教材やICTを活用した授業を工夫し、確かな学力を身に付けさせます。さらに、学習環境に課題を抱える児童生徒も含めたすべての児童生徒に対して、学校・地域・保護者がチームとなって学習環境の場を整備します。

拠点校を中心とした指導体制の整備を進め、日本語指導が必要な児童生徒をはじめとする外国人児童生徒等の実態に応じた、体系的・継続的な指導・支援の在り方を検討していきます。

《主な取組内容》

- ① 一人ひとりの課題に応じた学力向上の取組み
- ② 主体的・対話的で深い学びの実現

施策2 豊かな人権感覚と道徳性の育成

1 これまでの取組みの状況と今後の方向性

【これまでの取組みや成果】

子どもたちの豊かな心を育成するため、ことばを大切にする教育、子どもの読書活動の促進、社会体験や自然体験など様々な体験活動やメディアリテラシーに関する取組みの充実などを通して、相手を思いやる心、規範意識を育てるなど、児童生徒の豊かな情操を養ってきました。

また、道徳の時間を要としながら学校教育全体で道徳教育を推進するとともに、道徳教育推進事業において、地域と連携した道徳教育を実施し、児童生徒の道徳心を養ってきました。

さらに、人権教育では、児童生徒の発達段階に応じ、すべての学校で人権読本「ぬくもり」を活用した授業を行ったほか、朝の会・帰りの会でも活用を図るなど、学校の教育活動全体を通じ、人権に関する知的理解や人権感覚の育成に取り組みました。また、人権読本「ぬくもり」については、小学生用、中学生用ともに改訂を行いました。

【課題や求められていること】

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、道徳科を要とした学校教育全体の道徳教育を一層充実させていくとともに、地域・家庭との「共育」による道徳教育のさらなる推進を行い、規範意識をはじめとする児童生徒の道徳性をさらに高めていくことが必要です。

学校においては、いじめや人権に関わる事象は未だ発生しており、児童生徒の確かな人権感覚や行動力の育成にむけた、人権教育の取組みの充実が求められています。

豊かな心や人間性を育てていく観点から、子どもたちが様々な体験活動を通じて、生命の有限性や自然の大切さ、自分の価値を認識しつつ他者と協働することの重要性などを、実感し理解できるようにする機会や、文化芸術を体験して感性を高めたりする機会を設けることが必要です。

【今後の方向性】

道徳教育については、学習指導要領の趣旨を踏まえ、「考え、議論する道徳」への転換を図るとともに、家庭・地域と連携しながら、規範意識をはじめとする児童生徒の道徳性を育てていきます。

また、「福岡市教育委員会人権教育推進計画」に基づき、全教職員の共通理解・認識のもと、学校の教育活動全体を通じた人権教育を組織的・計画的に推進するとともに、児童生徒が発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに、他の人の大切さも認め合うことができ、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れる人権教育の取組みを図ります。

学校の実情や環境を踏まえ、各学校の特色を生かすことで、生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実を図ります。

《主な取組内容》

- ① 人権教育の推進 ② 道徳教育の推進 ③ 豊かな体験活動の推進

施策3 健やかな体の育成

1 これまでの取組みの状況と今後の方向性

【これまでの取組みや成果】

児童生徒の体力の向上，食育の推進，喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育，性に関する指導を行うなど，子どもたちの健やかな体の育成を推進しました。

児童生徒の体力向上では，新体力テストの結果をもとに各学校で体力向上推進プランを作成し，児童生徒の体力課題に応じた体力向上の取組みを実施しました。また，児童生徒一人ひとりの体力の実態と課題を保護者へ伝え，体力向上の重要性を啓発しました。

食育の推進では，各小中特別支援学校で校長を中心とした指導体制の整備や栄養教諭等による指導など，継続的・体系的な指導の充実や学校給食コンテスト等に取り組み，食を大事にする心や食への感謝の気持ちを育みました。また，学校給食試食会での講話や，保護者を対象に地産地消をテーマにした料理講習会の実施など，家庭や地域等と連携した食育の推進を図りました。

【課題や求められていること】

体力・運動能力調査では，全国平均と同程度まで向上しているものの，女子においては全国平均よりわずかに低い値で推移しています。また，運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られます。指導面においては，主体的・対話的で深い学びに向けた体育の授業改善や，専門的な実技指導，関係機関との連携などが求められています。中学校の部活動では休養日を設けることも課題となっています。

食育では，朝食を欠食する児童生徒の割合が近年，増加傾向にあり，栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病，食物アレルギー等の健康課題が見られます。

【今後の方向性】

これからの時代を拓く，たくましい子どもを育成するため，「遊び」をキーワードとして運動習慣の基礎を培い，運動に親しむことを通して，体力向上の取組みを推進していきます。また，大学や関係団体と連携した実技指導やICT機器を活用した授業改善を進め，体育科学学習の充実を図っていきます。中学校の部活動では，適切な休養日の位置づけと，練習内容についても量から質への変革を進めていきます。

食育においては，小学校栄養教諭がすべての担当小中学校へ週に1回訪問し，食に関する指導を行います。そして，栄養教諭を中核とした全教職員による食育推進体制を整備し，小中9年間を見通した食育を推進していきます。

さらに，アレルギー等の個別相談にも対応しながら，家庭や地域とともに子どもたちの健全な食生活の実現を図ります。

《主な取組内容》

- ① 体力向上の推進
- ② 食育の推進

施策 4 いじめ・不登校等の未然防止・早期対応

1 これまでの取組みの状況と今後の方向性

【これまでの取組みや成果】

子どもたち一人ひとりへのきめ細かな対応を行うため、不登校対応教員を67中学校(小呂・玄界小中は不登校ゼロ)に配置するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが、こども総合相談センター等の関係機関と連携し、教育相談や支援体制の強化を図ったことにより、不登校児童生徒数が減少しました。また、教育センターなどに設置している適応指導教室では、さまざまな理由により登校できない子どもたちに対して、学校復帰と社会的自立ができるよう支援しました。さらに、不登校児童生徒の保護者支援のため、NPOとの共働によるセミナーやフォーラム等の啓発事業や電話相談を実施しました。

いじめや不登校の未然防止や早期発見につなげるためのQ-Uアンケートの実施や、学校非公式サイトなどのネット上の問題のある書き込みや画像の監視など、ネット上のいじめ問題への対策を図りました。「いじめを生まない都市ふくおか」を実現するため、児童生徒が主体的に取り組む「いじめゼロサミット」の開催や、保護者・地域等へのいじめ防止に関する啓発活動など、総合的な取組みを実施しました。

【課題や求められていること】

子どもを取り巻く環境が複雑化、多様化しており、いじめ・不登校など子どもの課題の背景が複雑に絡みあっています。子どもの課題を分析し、子どもの状況や家庭環境に応じた支援を行うために、より高度な専門性を持つ、心理や福祉の専門スタッフであるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが教員とともに連携し取り組むことが必要となってきています。また、適応指導教室に通う不登校傾向の子どもたちの課題も複雑化しており、学校と連携したり、NPOとの共働事業を活用しながら、きめ細かな支援を行うことが必要となってきています。

学校では、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が増加傾向にあるが、まだ、学校ごとのいじめのとらえ方に差が見られます。

【今後の方向性】

67中学校に配置した不登校対応教員(小呂・玄界小中は不登校ゼロ)や、すべての中学校区に配置しているスクールカウンセラー(小呂・玄界小中は心の教室相談員を配置)、スクールソーシャルワーカーがともに連携を図りながら、教育、心理、福祉の面からいじめ、不登校などの課題を抱える子どもや家庭に対して支援を行うとともに、子どもなどの心のケアの充実を図ります。

また、日頃から小中学校と適応指導教室との連携やNPOとの共働事業などを通して、不登校傾向の子どもたち一人ひとりの気持ちに寄り添ったきめ細かな支援を行い、安心して学校へ復帰することや社会的な自立をめざします。

各学校で、児童生徒が主体となったいじめ防止の取組みを推進するとともに、引き続き、教員がいじめの定義を正確に理解し、積極的にいじめの認知を行うことで、いじめの未然防止、早期発見、即対応に取り組んでいきます。

《主な取組内容》

- ① いじめ防止に係る取組み
- ② 不登校に係る取組み
- ③ 様々な課題を抱える子どもなどへの対応

施策 5 特別支援教育の推進

1 これまでの取組みの状況と今後の方向性

【これまでの取組みや成果】

特別支援教育の推進では、平成 23 年度に策定した「福岡市特別支援教育推進プラン（福岡市いきいきチャレンジプラン）」に基づき、特別支援教育支援員の配置拡充や、医療的ケア支援体制の整備など、一人ひとりのニーズに応える教育を推進してきました。また、特別支援学校高等部卒業生の就労を促進するため、「夢ふくおかネットワーク」を立ち上げ、「夢に向かってチャレンジする子ども」をはぐくむことをめざし、企業等への就労率・定着率の向上にも積極的に取り組んできました。

本推進プランについては、平成 28 年 4 月に施行された「障害者差別解消法」等、障がい児・者にかかわる社会情勢の変化を見据え、さらに 3 年間の継続期間を設けて、各学校・園はもとより、家庭、地域と連携しながら特別支援教育の充実に努めてきました。具体的には、特別支援教育支援員の配置、特別支援学級や通級指導教室などの連続性のある多様な学び場の整備や、ふくせき制度を活用した交流及び共同学習の推進に努めるとともに、特別支援学校における就労支援や医療的ケア支援体制の充実に取り組んでいます。さらに、「福岡市立特別支援学校防災推進マニュアル」を作成し、各学校で PTA や地域等と連携した防災教育や活動に取り組んでいます。

【課題や求められていること】

特別支援教育を必要とする児童生徒数の増加と多様化するニーズに対応するために、特別支援学校の教室不足の解消、個に応じた連続性のある指導・支援の在り方の検討、教員の質の向上と共に、チームとしての組織的な支援体制の確立が求められています。また、文部科学省は、障がい者が生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることを課題としており、スポーツ・芸術教育等の振興など豊かな人生を送ることを目指した教育活動の展開が必要です。

【今後の方向性】

今後は、これまでに取り組んできた福岡市特別支援教育推進プランの 3 つの柱「個」「共に」「社会へ」を基盤としながら、「合理的配慮」の提供に努め、さらに特別支援教育の充実に推進していきます。一人ひとりの教育的ニーズに応じるための教育環境の整備を図り、それらを活かした教育活動の展開を推進していきます。特に、ICT 機器を活用した個に応じた教育活動の充実を行うとともに、専門的かつ連続性のある指導・支援を提供できるようにしていきます。また、障がいの有無にかかわらず、互いに学び合う教育活動を実現する「ふくせき制度」や「交流及び共同学習」の充実に取り組み、特別支援教育の充実に努めます。

《主な取組内容》

- ① 児童生徒のニーズに応じた指導・支援の展開
- ② 特別支援教育における教育環境の充実

施策6 魅力ある高校教育の推進

1 これまでの取組みの状況と今後の方向性

【これまでの取組みや成果】

「市立高等学校の活性化」をより効果的に推進していくため、平成24年3月「福岡市立高等学校活性化に向けた取組方針」を策定し、5年間に渡って生徒の進路希望の実現や生徒一人ひとりの勤労観・職業観の育成、大学受験に対応した授業力向上のための研修、キャリア教育の推進、進路指導の充実などに取り組んだ。また、各学校の特色ある教育などの広報にも努め、入学者選抜における志願倍率や資格取得・検定合格者数、地元私立大学合格者数、就職率などが向上しました。

さらにこれまでの成果と課題を踏まえ、平成29年6月には各校の取組みの重点化・焦点化・具体化を図った「福岡市立高等学校活性化に向けた取組方針（第2次）」を策定し、さらなる取組みを推進しています。

【課題や求められていること】

今後の課題としては、国公立大学への進学希望を実現させる取組みの強化や特色ある教育の推進があげられます。

また、高等学校については「*学力の3要素」を踏まえた指導が十分に浸透していないことが課題とされており、国は高校教育改革、大学教育改革、及び大学入学者選抜改革をシステムとして一体的に行う高大接続改革を進めています。今後2020年度より大学入学共通テストが導入され、2022年度より年次進行で次期学習指導要領が実施される予定です。

これらの課題に対応するために、教育委員会事務局と市立高等学校が連携して、特色ある教育とともに、国の教育改革や社会状況の変化に対応した取組みを推進していくことが求められています。

【今後の方向性】

今後の方向性としては、高校教育改革に関する国の動向等を視野に入れつつ、各校の特色ある教育活動・内容の魅力をさらに高める視点から焦点化・重点化を図った「福岡市立高等学校活性化に向けた取組方針（第2次）」を推進していきます。

また、市立高等学校教育の質的向上を持続的なものにするため、2030年以降の社会の変化を見据え、福岡市の教育において市立高等学校が果たすべき役割や求められる機能等も含め、魅力ある高校教育について検討を深め、さらなる取組みを進めていきます。

《主な取組内容》

- ① 特色ある教育の推進
- ② 進路実現を見据えたキャリア教育の推進
- ③ 社会の変化に対応する教育の推進

※「学力の3要素」とは、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等のこと。

施策7 グローバル社会を生きるキャリア教育の推進

1 これまでの取組みの状況と今後の方向性

【これまでの取組みや成果】

キャリア教育については、すべての小中学校で、1/2成人式や立志式を実施し、家族への感謝の心や、これからの生き方、将来の夢や目標を持つ意識を育んできました。中学2年生では、職場体験学習を実施し、子どもたちの勤労観や職業観の育成及び、社会と自身のつながりを見つめ直す機会としてきました。また、地元起業家による講話や、CAPSプログラムを実施し、新しいことにチャレンジする意欲の育成を図ってきました。

国際教育の推進では、アクティブイングリッシュ推進事業などを実施し、児童生徒の国際理解を深めるとともに、コミュニケーション能力を育成してきました。

【課題や求められていること】

キャリア教育については、これまでの取組みの成果を踏まえ、小中9年間において、系統的・発展的に取り組んでいくための、カリキュラムを一層明確にすることが求められます。また、児童生徒自身が、学んだことを振り返りながら、新たな学習への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を充実させていくための教材の作成が必要です。

グローバル人材の育成においては、知識・技能が実際のコミュニケーションにおいて活用され、思考・判断・表現することを繰り返すことを通じて学習内容の理解が深まるなど、新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくりを行うことが求められています。また、外国語教育の早期化、教科化に伴う小学校教員の外国語指導力の向上を図る必要があります。

【今後の方向性】

キャリア教育については、特別活動を要としながら、日常の教科等の学習指導においても、学ぶことと自己のキャリア形成の方向性とを関連付けながら、見通しをもって職業的・社会的自立に向けて基礎となる資質・能力を育成するなど、教育課程全体を通じてキャリア教育を推進するとともに、振り返って気付いたことや考えたことなどを記述・蓄積し、学んだことを児童生徒自身が振り返り、自らの成長を振り返ることができるような取組みを充実させます。

グローバル人材の育成では、実践的なコミュニケーション活動を取り入れるなど授業の充実を図るとともに、また、小学校においては、教員の外国語活動（外国語）の指導力向上に向けた研修の充実を図ります。

《主な取組内容》

- ① キャリア教育の推進 ② 英語教育の推進 ③ グローバル人材の育成

施策8 読書活動の推進

1 これまでの取組みの状況と今後の方向性

【これまでの取組みや成果】

福岡市子ども読書活動推進計画に基づき、家庭や地域と連携して子どもと本をつなぐ環境づくりを推進するとともに、市民との協働による福岡市子ども読書活動推進会議や福岡市子ども読書フォーラムを開催するなど、子ども読書活動の推進を図ってきました。

また、小中学校へ学校司書を36人配置し、小学校に隔年での配置、中学校には年間12日の支援配置を行ってきた。学校司書と司書教諭が連携して学校図書館の充実を図ることで、児童生徒が自ら図書館に足を運び、読書を楽しむ環境づくりや、小学生読書リーダーを養成し、児童の主体的な読書活動を推進してきました。

さらに、学校図書館を支援するため総合図書館内に設置した「学校図書館支援センター」が平成27年度から本格稼働し、学校図書館の運営や環境整備等に関する相談に指導・助言を行うとともに、学校の要請に応じて学習支援用図書の貸出を行うなど、連携体制を整備・強化してきました。

【課題や求められていること】

学年が上がるにつれ、本を読まなくなる傾向があるため、学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能をより活性化させることが必要です。また、学校図書館の活性化に向け、学校司書の配置の在り方等について検討する必要があります。

【今後の方向性】

学校長の方針のもと、司書教諭を中心に学校司書やボランティアも含め、学校図書館活性化のための体制を強化するとともに、新学習指導要領の主体的・対話的で深い学びの実現に向け、教科との関連を図る取組みをさらに充実させていきます。

また、学校図書館の環境を整え、児童生徒が自学の場としても活用できるよう検討していきます。

さらに、平成29年度に策定した「福岡市子ども読書活動推進計画（第3次）」に基づき、家庭、地域、学校、図書館が連携しながら子ども読書活動の推進に取り組んでいきます。

《主な取組内容》

- ① 子どもと本をつなぐ取組み
- ② 学校図書館の充実

施策9 チーム学校による組織力の強化

1 これまでの取組みの状況と今後の方向性

【これまでの取組みや成果】

校長を中心とした組織的な学校運営や指導体制を充実させるため、副校長、主幹教諭、指導教諭などの新たな職の拡充を図りました。また、小中学校間など教員の異校種間人事交流を行い、学習指導や生徒指導において異校種の手法を取り入れるなど、教員間の相互理解や連携を推進し、学校の組織力の強化を図りました。

【課題や求められていること】

子どもたちを取り巻く状況の変化や様々な課題に対しては、学校全体で的確に対応することが求められます。それらの課題に対応するためには、学校組織の長である校長のリーダーシップ機能を強化することが重要です。そして、校長のリーダーシップの下、相互に連携を深め、組織的に取り組むことができる「チーム学校」を推進し、課題を共有しながら、学校に関わる職員一人ひとりが、専門性を発揮し、その持てる力を最大限発揮していくことが必要です。

【今後の方向性】

校長の適切なリーダーシップの下、教職員が一丸となって「チーム学校」を推進することにより、学校の組織力を強化し、子どもたちに必要な資質・能力をはぐくむ教育課程の実現や、いじめ・不登校・虐待・貧困等の様々な課題を解決していくとともに、教員が子どもと向きあう時間を確保していき、自律的な学校経営の推進を図ります。

《主な取組内容》

- ① 専門スタッフとの連携
- ② 自律的な学校経営の推進

施策 10 学校と家庭・地域等の連携強化

1 これまでの取組みの状況と今後の方向性

【これまでの取組みや成果】

家庭や地域の力を学校の教育活動に積極的に生かすことができるようにするため、開かれた学校づくりを推進してきました。学校公開週間は、毎年11月1日～7日に全市一斉で実施してきたことから、保護者や地域住民への定着が図られ、年々、学校への訪問者数は増加しています。また、「福岡市立学校・園ホームページ公開指針」に基づき、各学校・園の経営方針や年度の目標や重点、学校サポーター会議の内容、教育活動に関する情報などを積極的に公開し、保護者や地域住民に対して説明責任を果たす取組みを行っています。

【課題や求められていること】

学校サポーター会議や学校公開週間の充実が図られ、学校に対する理解は進んでいます。これからは、学校教育目標を家庭・地域と共有しながら、地域全体で子どもたち育てることがより求められており、家庭・地域等との情報共有を一層図り、地域人材や地域資源を活用した教育活動が求められます。

【今後の方向性】

学校教育の目標やめざす児童生徒像を家庭・地域等と共有し、社会全体で児童生徒を育成するため、学校がめざす教育活動の在り方を積極的に情報発信していきます。すべての学校で実施している学校サポーター会議において、学校運営に対する意見や助言をいただくほか、コミュニティ・スクールの導入を検討するなど、家庭・地域等との連携強化を図っていきます。

《主な取組内容》

- ① 積極的な情報発信
- ② 地域人材の活用推進

施策1-1 資質ある優秀な人材の確保

1 これまでの取組みの状況と今後の方向性

【これまでの取組みや成果】

「求める教員像」を踏まえ、人物重視の採用試験となるよう試験内容の充実を図り、面接評定員の一部に臨床心理士や民間企業の人事担当者を起用し、多面的な人物評価を行うとともに、「授業をつくる力・行う力」「状況に応じた対応力」など実践的な指導力の評定を的確に行うため、「模擬指導」の充実を図りました。また、一般採用試験とは別に5区分（教職経験者、社会人、スポーツ・芸術、障がい者、教職大学院修了者）で特別選考を実施するなど、社会経験を有する人材や特定分野に秀でた才能豊かな人材の積極的な確保に努めました。

受験者確保の取組みとして、大学での説明会開催や全国の大学・専門学校等へのポスター・リーフレットの配布、ホームページ、市政だよりへの掲載などの広報周知のほか、平成29年度及び30年度採用の教員採用試験においては、採用試験日程の前倒しを行い、他自治体との併願受験を可能としました。その結果、大量採用に対応し、必要な教員を確保しました。

【課題や求められていること】

教員の世代間の年齢平準化が図られていない現状に加え、指導力や豊富な経験を有するベテラン教員の大量退職に伴う大量の新規採用が今後も見込まれており、教員全体に占める中堅教員の割合が相対的に低下することから、実践力を有する教員を確保する必要があります。

また、全国的にも教員の大量退職に伴い正規教員を大量採用している自治体が多く、必要な教員の確保に際し、自治体間の競争が激しさを増しており、教員採用の「数」と「質」を着実に確保していく必要があります。

【今後の方向性】

平成31年度採用の教員採用試験から、受験資格の緩和と、受験者の負担軽減及び実践力重視の観点による新たな選考方法として「模擬授業」を導入するなど、試験制度を大幅に変更しており、試験制度のさらなる工夫改善について検討を進めていきます。

また、教員不足への対応と実践力ある教員の確保に向け、戦略的な人材確保策を、継続して実施していきます。

《主な取組内容》

- ① 受験者数の確保に向けた取組み
- ② 教員の質の確保に向けた取組み

施策12 教職員の資質・能力の向上・活性化

1 これまでの取組みの状況と今後の方向性

【これまでの取組みや成果】

学校教育において教職員の果たす役割は極めて大きく、日々の研修を通して、資質・能力の向上・活性化を図ることが求められています。これまで、教職員の資質・能力の向上・活性化をめざし、経験年数や職能、課題に応じた研修を実施してきました。また、若手・中堅教員の指導力向上や、次世代リーダー教員の育成をめざし、受講しやすい夜間の研修講座も実施してきました。さらに、指導主事等による訪問指導や来所相談も実施してきました。

メンタルヘルス対策では、「福岡市立学校教職員心の健康づくり計画」に基づき、専門家派遣による職場研修や、管理職を対象とした研修、復職者支援等を実施してきました。

【課題や求められていること】

学習指導要領改訂による外国語教育の充実やプログラミング教育の導入などの教育課題が多様化・複雑化していることに加え、市民や保護者のニーズも多様化・複雑化しており、これらの課題やニーズに対応できる教職員の指導力向上が必要です。また、大量退職・大量採用に伴うベテラン教員から若手教員への教育観・指導技術の継承や、若手教員を指導するミドルリーダーの育成が急務になっています。さらに、教職員のICT活用力の低さや体罰事案の発生なども課題になっています。メンタルヘルス対策では病気休職者数の推移を踏まえ、中長期的に取り組む必要があります。

【今後の方向性】

平成29年度に策定した「福岡市教員育成指標」に基づいた研修講座の実施や、教員のキャリアステージに応じた管理職による指導・助言、個別の課題やニーズに応じて選択できる研修の充実などにより、資質・能力の向上・活性化に取り組めます。また、授業力向上や校内研修の充実に向けてデジタルコンテンツの開発・配信や、本市の教育をリードしていく教員の育成、大学と連携した教員の養成などに取り組み、様々な教育課題やニーズに対応できるようにします。

さらに、各経験年数研修や職能研修で体罰根絶などの不祥事防止に関する研修を実施することにより、体罰根絶などの不祥事防止に向けた取組みを推進していきます。また、教職員のICT活用力向上を図るため、研修講座におけるICT機器の活用などを推進します。メンタルヘルス対策では、精神疾患の未然防止、早期発見、再発防止のため「福岡市立学校教職員心の健康づくり計画」に基づき事業を推進します。

《主な取組内容》

- ① 資質・能力の向上・活性化を図る研修の充実
- ② 研究支援・意欲向上の取組み
- ③ メンタルヘルス対策

施策13 コンプライアンスの推進

1 これまでの取組みの状況と今後の方向性

【これまでの取組みや成果】

コンプライアンスの推進については、様々な機会をとらえ、体罰によらない教育の推進、情報管理の徹底等、様々な取組みを実施してきました。

平成28年度に、教職員による不祥事が相次いで発生した際には、外部有識者が参画する第三者委員会を開催し、これまでの教育委員会の取組等の検証・検討を行い、今後の取組等の指針となる提言を受けました。平成29年度は、提言に基づき服務倫理研修の充実を図るなど、教職員の服務規律の確保に向けた取組みを実施しています。

特に、飲酒に起因する不祥事については、飲酒運転等不祥事再発防止アクションプランに基づく様々な取組みを実施し、職員一人ひとりの倫理意識の向上と、不祥事を許さない職場風土づくりに取り組みました。

【課題や求められていること】

コンプライアンスの推進について様々な取組みを実施していますが、教職員による不祥事は後を絶たず、懲戒処分者数が市長事務部局等と比べ高水準で推移しているとともに、わいせつ行為等重大な非違行為により、懲戒免職処分を平成28年度は4件、平成29年度は1件実施しています。

また、平成29年度には、重大な体罰事案が相次いで発生し、本市の教育に対する信頼を損なわせることになりました。

研修等を実施しているものの、依然として不祥事の根絶には至っておらず、また、不祥事の内容が、体罰、わいせつ行為、個人情報の不適切管理、飲酒運転など、多岐にわたっています。

【今後の方向性】

不祥事の根絶を目指して、学校が主体的にコンプライアンス推進に取り組む組織風土づくりを行います。特に、「体罰」の根絶に向けた新たな取組みを着実に実施していきます。

《主な取組内容》

- ① 不祥事防止にかかる取組み

施策14 安心して学ぶことができる教育環境の整備

1 これまでの取組みの状況と今後の方向性

【これまでの取組みや成果】

子どもたちの安全確保のための学校施設の耐震化や、安全で良好な教育環境の確保と維持を図るため、校舎や便所等の老朽化対策を推進するとともに、夏の暑さから児童生徒の健康を守り、学習しやすい環境を整えるため、夏期の暑熱対策として、普通教室に空調設備を整備しました。

また、学校規模の適正化では、小規模校対策として舞鶴小中学校や住吉小中学校といった施設一体型小中連携校の開校や、過大規模校対策として、学校の新設（平成29年4月：西都小学校開校、平成31年4月：照葉北小学校開校）や施設整備（壱岐小学校、名島小学校、平尾小学校、東福岡特別支援学校、生の松原特別支援学校など）を進めるなど、課題解決に向けた取組みを推進しています。学校給食センターの再整備では、老朽化への対応や食物アレルギーへの対応、個別食器への変更など、給食の充実を図るため、第1、2給食センターを開設しました。

【課題や求められていること】

本市の学校施設の多くは、昭和40年代から50年代に建設され、全体の約8割が築30年以上を経過し、老朽化が進んでいます。このため、建物の内外部を全面的に改修する大規模改造や外壁改修、給水管更新等に取り組んでいますが、事業対象が集中して発生しており、雨漏りや設備機器の故障などの緊急修繕が増加傾向にあります。また、学校トイレの洋式化や空調整備をしていない特別教室への導入の検討が求められています。さらに少子化や都市の成長に伴う子どもの増減に対して、学校や校区の実情に応じた対策が求められています。

【今後の方向性】

これまで、学校施設の目標耐用年数を建設から概ね60年としていましたが、建物の状態が良い施設については、より長く、良い状態で使用できるよう適切な時期での改修を行います。さらに、子どもたちが快適で安心して学ぶ教育環境整備とともに、学校施設は、災害時の避難所としての役割も担っていることから、子どもたちや高齢者などの被災者も利用しやすいトイレの洋式化に取り組んでいきます。特別教室の空調整備については、普通教室での効果、利用状況等を考慮し、整備の在り方を検討していきます。少子化や都市の成長に伴う子どもの増減に対しては、それぞれの校区の実情を踏まえ、地域や保護者の理解を十分に得ながら学校規模の適正化などの取組みを進めていきます。また、第3給食センターの着実な整備を図ります。

多額の整備費が必要になる事業ばかりであり、整備の必要性や優先順位も考慮しつつ、必要財源の確保に引き続き取り組んでいきます。

《主な取組内容》

- ① 老朽化対策にかかる取組み
- ② より良い学習環境のための施設整備
- ③ 学校規模適正化にかかる取組み

施策15 教員が子どもと向き合う環境づくり

1 これまでの取組みの状況と今後の方向性

【これまでの取組みや成果】

教員が子どもと向き合う時間を確保するため、学校給食費の公会計化とシステムによる教育委員会での一括管理など学校事務の負担軽減を図ったほか、学校教育における課題が複雑・多様化する中、教員の業務の効率化、情報の共有化を図るため、全教員へのパソコン整備や校務支援システムの導入を図りました。

【課題や求められていること】

全国的に教員の長時間勤務が問題となる中、本市においても教員の在校時間は増加しています。その要因としては、生徒指導、部活動、保護者や地域との連携など、学校や教員に対する多様な期待があるほか、文部科学省や教育委員会が行う調査への回答や、学校運営に関わる書類の作成、各種事業を実施する際の書類作成等も相まって、長時間勤務という形で表れ、教員の負担感も高まっており、学校や教員だけでは解決できない抜本的な方策や取組みによる働き方改革、教職員の負担軽減が喫緊の課題となっています。

【今後の方向性】

教員が子どもと向き合う時間を確保するため、学校事務の一部を集約化する「学校事務センター」を全市に展開するとともに、校務の情報化による事務の効率化や、学校で発生する諸問題の早期解決に向けた支援を引き続き実施します。さらに、福岡市教職員の業務改善のための実施プログラムに掲げる具体的な業務の廃止や軽減を図るなど、教員が子どもたちに深く関わり、指導に専念できる環境づくりを推進していきます。

《主な取組内容》

- ① 事務の効率化にかかる取組み
- ② 専門スタッフによる支援

施策16 子どもの安全確保に向けた取組の推進

1 これまでの取組みの状況と今後の方向性

【これまでの取組みや成果】

学校内外における子どもの安全を脅かす事件・事故や、携帯電話やインターネットの利用機会の急増に伴う、児童生徒が犯罪に巻き込まれる事案の増加等に対応するため、学校・家庭・地域等の連携のもと、社会全体で子どもの安全を確保する体制の整備に取り組みました。

保護者、地域からスクールガードを募り、学校内外の巡回・警備や、地域と連携して安全教室や防災教室を実施しました。また、すべての小中学校で「危機管理マニュアル」に基づく指導体制を整備し、通学路の安全点検等を行い、安全マップを作成するとともに、避難訓練や防犯訓練を実施しました。インターネット・携帯電話を介した被害防止の取組みでは、入学説明会等の機会をとらえて情報モラルに関する保護者への啓発を行いました。さらに、不審者の学校への侵入防止や犯罪の抑止等を目的として全校に防犯カメラを設置するなど、学校における安全対策と安全管理の徹底を図りました。

【課題や求められていること】

学校をはじめ、家庭、地域社会は、子どもたちの安全を脅かす事件・事故災害に対して安全対策を行っていますが、交通事故、不審者による事件、インターネットや携帯電話を介した事件は依然として起きており、今後も児童生徒の安全を確保する対策が必要です。

通学路の安全確保、交通安全教室や自転車教室による交通安全指導の充実、スクールガードによる見守り活動の充実、防災・防犯体制の整備、インターネットを介した児童生徒の被害防止について、関係機関と連携した安全対策の強化が課題です。

また、各学校において「危機管理マニュアル」の見直しを行い、そのマニュアルを活用した校内研修の充実を図ることも必要です。

【今後の方向性】

様々な事件・事故災害を想定し、発生を未然に防ぐ取組みや、事案発生時の適切かつ迅速な対応のための危機管理マニュアルを改善するとともに、学校と保護者、地域、関係機関との連携強化を図ります。また、インターネットなどを介した有害情報から子どもを守るために、家庭・地域等と連携しながら、情報と正しく関わり、適切に活用する能力を引き続き育成していきます。

《主な取組内容》

- ① 地域ぐるみの安全推進
- ② 家庭における安全推進
- ③ 学校における安全推進

施策17 家庭・地域等における教育の推進

1 これまでの取組みの状況と今後の方向性

【これまでの取組みや成果】

家庭は教育の出発点であり，子どもたちが基本的な生活習慣や規範意識を身につけるため，市PTA協議会と教育委員会で作成した「福岡市家庭教育10か条」の啓発や，読み聞かせ講座の開催，家庭の教育力向上にかかる実践報告会の開催など，PTAと連携した取組みを推進しました。

また，多くの保護者が参加する入学説明会で，基本的な生活習慣の定着や家庭学習の大切さ，子どもの発達段階に応じた保護者の関わり方などを分かり易くまとめたパンフレット「学ぶ力の向上をめざして」を配布して学習会を実施し，子どもの健やかな成長のために，家庭で具体的に何をすれば良いのか理解を深める機会とするとともに，学校と保護者が一体となって取り組んでいくことの大切さを啓発しました。

家庭の教育力パワーアップ事業では，家庭教育の重要性などに関する学習やその効果を実践する活動に自主的・主体的に取り組む，小・中学生の保護者を中心としたグループを育成・支援し，学校と家庭，地域等が連携して社会全体で子どもをはぐくむ共育を推進しました。

【課題や求められていること】

少子化，核家族化などの社会構造の変化，価値観やライフスタイルの多様化による家庭と地域との結びつきの希薄化，情報化技術の進展，子どもの貧困に関する問題など，子どもたちを取り巻く環境は変化し続けており，基本的な生活習慣や規範意識の乱れが懸念されています。基本的な生活習慣や規範意識の確立について広く保護者へ周知する必要があります。

家庭教育の重要性について関心の低い保護者に伝えるため，参加機会の確保や，広報，内容の工夫が必要です。

【今後の方向性】

子どもたちが，家庭や地域での生活の中で様々な体験を通し，様々な人と関わり合いながら学んでいくため，学校，家庭，地域・企業等が連携した，教育の推進に取り組んでいきます。

《主な取組内容》

- ① PTAと連携した取組み
- ② 地域・企業等と連携した取組み